

平成21年第5回教育委員会臨時会記録

平成21年11月27日(金)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成21年11月27日(金)午後2時00分～午後2時13分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当 森 仁司

庶務課長 徳 嵩 淳一 教課 育人事企画長 佐藤 浩

郷土博物館長 阿出川 潔 済美 教 育 一 長 小 澄 龍太郎
所 夕 長

済美 教 育 一 長 坂 田 篤
副 所 長

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第72号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第73号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第74号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(報告事項)

(1) 学校外の人材の小学校長登用に関する内申の取り下げについて

目 次

議事録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第72号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	3
議案第73号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第74号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
報告事項	
(1) 学校外の人材の小中学校長登用に関する内申の取り下げについて	7

委員長 ただいまから、平成21年第5回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が3件、報告が1件となっております。

すべての議案が平成21年第4回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっており、また報告事項も人事に関する案件となっております。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条により、本日の会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、本日の会議は非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第72号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第72号につきまして、ご説明を申し上げます。

特別区人事委員会は、本年10月8日に、各特別区の議会及び区長に対しまして、「職員の給与に関する報告及び勧告」を行ったところです。勧告の内容でございますが、職員給与が民間給与を上回っていることから、月例給与を平均0.38%引き下げるとともに、期末・勤勉手当の支給月数を、年間で0.35月分引き下げるというものになってございます。

区ではこうした状況を踏まえまして、本年10月27日に、区長及び副区長の給料等の額の適否につきまして、特別職報酬等審議会に諮問いたしました。答申の内容でございますが、本年の特別区人事委員会勧告で、期末・勤勉手当と月例給与ともにマイナス改定が出されたこと、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを総合的に勘案し、区長及び副区長の期末手当を年間で0.33月分減額することが適当であり、給料月額については、期末手当を年間0.33月分減額することにより、一般職員の平均年間給与の減少額の割合を超えることとなるため、改定せずに据え置くことが適当であるとするものでございました。

この答申を受けて検討した結果、区長及び副区長の期末手当を答申どおり改定することとし、また、答申の趣旨に準じまして、教育長及び常勤監査委員の期末手当を改定する必要があるため、この条例案を提出することから、意見聴取がなされたものでございます。

なお、この条例の改正に当たりましては、関連する3件の条例につきまして、条建てで改正するとともに、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、6条建てとして

おります。そのうち、第3条及び第4条におきまして、「杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例」を改正するものでございます。

それでは改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。

資料の最後から2枚目になりますが、資料2となっております。「期末手当の改定の概要」とありますけれども、ご覧ください。

改正の第1点は、第3条におきまして、平成21年度の期末手当の支給月数を改定するものでございます。記載のとおり、年間の支給月数を3.95月分から3.62月分に改めるものです。

改正の第2点ですが、第4条におきまして、平成22年度の期末手当の支給月数を改定するもので、年間の支給月数3.62月分を6月は1.65月分、12月は1.72月分、3月は0.25月分といたします。

最後に、施行期日ですが、第3条の改正は公布の日から、それと第4条の改正は平成22年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご意見、ご質問はございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 ございませんか。

それでは特にご異議がないようですので、議案第72号は原案のとおり可決して異議がありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第72号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは次に、日程第2、議案第73号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から引き続きご説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第73号につきまして、ご説明を申し上げます。

本年10月8日の特別区人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告」は、職員給与が民間給与を上回っていることから、月例給与を率で平均0.38%、金額にして平均1,605円引き下げる、また、地域手当の支給割合を現行の16%から17%に引き上げ、その分を給料月額から引き下げること、さらに、期末手当及び期末勤勉手当の年間支給月数を0.35月分引き下げて4.15月とするというものでございます。

特別区におきましては、この勧告等の取り扱いにつきまして、厳しい財政状況も踏まえ、慎重に検討を進めた結果、勧告等の内容を実施することとしたところです。そこで、本区におきまし

ても、職員の給与の適正化を図る必要があるため、この条例案を提出することから、意見聴取がなされたものです。

なお、この条例は、期末・勤勉手当の同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があるため、2条建てで改正するものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明を申し上げます。

これも最後から2枚目になりますが、資料2、「給与改定の概要」とありますが、ご覧ください。

改正の第1点は、給料表の改定です。公民格差の是正と地域手当の支給率引き上げ分の引き下げ、これを行うこととし、国の初任給との均衡や人材確保の観点から、初任給までの号給は据え置く、それと若年層の号給でございますが、これは引き下げを緩和してございます。

改正の第2点でございますが、地域手当の支給割合の改定です。現行の16%を、当分の間、17%に改めるものでございます。

改正の第3点でございますが、期末・勤勉手当の支給月数の改定です。この条例の第1条におきまして、平成21年度の支給月数を記載のとおり改めてございます。裏面になりますけれども、第2条による改正として、平成22年度の支給月数を記載のとおり改めるものでございます。

改正の第4点ですが、給与の口座振替に係る手数料のうち、規則で定めるものを給与から控除できることとするものです。規則で定めるものは、指定する金融機関以外で、2つの口座に口座振替を行う場合の1口座分の手数料とするものでございます。

最後に、施行期日です。給料表及び地域手当の支給割合の改定は平成22年1月1日、口座振替手数料の控除ですが、これは平成22年4月1日、それと期末手当、勤勉手当の支給月数でございます。第1条による改正につきましては公布の日から、それと第2条による改正につきましては平成22年4月1日としてございます。

またこの条例の改正に伴う必要な経過措置としまして、本年4月以降の公民格差の是正に係る調整措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 ありませんか。

それでは、この議案第73号を原案どおりに可決しても異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第73号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第3、議案第74号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 議案第74号につきまして、ご説明申し上げます。

特別区人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告」の中で、区費負担の小学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当であるとの意見が出されました。一方、東京都の教育職員の給与につきましては、平成21年10月9日に、東京都人事委員会から都知事等に対しまして、報告及び勧告が行われたところです。その東京都人事委員会の勧告の内容ですが、まず、職員の給与が民間従業員の給与を上回っていることから、月例給与を率で平均0.35%、金額にして平均1,468円引き下げるというものです。また、地域手当の支給割合を現行の16%から17%に引き上げ、その分を給料月額から引き下げるほか、期末・勤勉手当の年間支給月数を0.35月分引き下げて、4.15月分とするものでございます。

区では、特別区人事委員会の意見を尊重し、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することといたしました。そのため、学校教育職員の給与の適正化を図る必要があるため、この条例案を提出することから、意見聴取がなされたものです。

なお、この条例は、幼稚園教育職員と同様に、2条建てで改正するものでございます。

それでは、改正の内容について、これも最後から2枚目の資料2、「給与改定の概要」、これでご説明を申し上げたいと存じます。

改正の第1点でございます。給料表の改定で、改正の第2点は、地域手当の支給割合の改定、第3点は期末・勤勉手当の支給月数の改定。裏面になりますが、改正の第4点は、口座振替手数料の控除でございます。いずれも、先ほどの幼稚園教育職員と同様に改正するものでございます。

最後に、施行期日ですが、幼稚園教育職員と同様に、公布の日、それと平成22年1月1日または平成22年4月1日ということで施行期日を定めていきたいと考えてございます。

また、この条例の改正に伴う必要な経過措置につきましても、本年4月以降の公民格差の是正に係る調整措置を定めているところでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

(「なし」の声)

委員長 ありませんか。

それでは議案第74号を原案のとおり可決しても異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ないものと認めます。議案第74号は原案のとおり可決いたします。

続きまして日程第4、報告事項の聴取に入ります。「学校外の人材の小学校長登用に関する内申の取り下げについて」の説明を、教育人事企画課長からお願いいたします。

(以下、人事案件につき非公開)